令和3年6月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市における無形民俗文化財等の保存伝承活動の振興を図るために行う事業(以下「保存伝承事業」という。)に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。これにより、次代を担う子ども達への継承を推進し、もって、地域の歴史や伝統・文化への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を高めていくことを目的とする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次 に掲げる要件を全て満たし、保存伝承事業を行うものとする。
  - (1) 市内に活動拠点があること。
  - (2)補助を受けようとする年度の4月1日現在で、満1年以上継続した活動 実績を有し、保存伝承事業を継続的に取り組むことができる見込みがあ ること。
  - (3)団体の規約等を有し、代表者及び所在地が明らかであること。 (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 次に掲げるものとする。
  - (1) 伝承者養成に必要な事業
  - (2) 刊行物、映像等の記録作成
  - (3) 公開に係る事業
  - (4) 子どもたちが触れ合える機会を創出する事業
  - (5) 保存に必要な専門用具、楽器、衣装等の新調又は修理
  - (6) その他市長が認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業としない。
- (1) 他の補助金の交付を受けた事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治的活動または宗教的活動に係る事業
- (4) 特定の個人または団体の利益の増進を目的として実施する事業

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とし、 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。
  - (1) 交際費、食料費等
  - (2) 補助対象団体内部の者に対する恒常的な人件費、出演料、謝金等
  - (3) 補助対象事業の実施に直接必要でない備品購入費及び修繕料
  - (4)無形民俗文化財等の保存伝承に直接必要でない視察研修旅費 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は予算の範囲内で補助対象事業に要する補助対象経費額と し、1団体当たり10万円を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める ときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「補助事業者」)は、防府 市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付申請書(第1号様式)に次 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 役員名簿
  - (4) 申請団体の規約又は会則
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、 その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助 金の交付を決定するとともに、防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補 助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要が あると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助事業者は補助金の交付を受けようとする時は、防府市無形民俗文 化財等保存伝承活動事業補助金請求書(第3号様式)により市長に補助金の 請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる当該事業に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実施報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 帳簿及び領収書又はこれに代わるものの写し
  - (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

- 第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)で補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定により、交付した補助金に残額が生じたときは、補助事業者に対し残額を返還させるものとし、不足が生じたときは、速やかに補助金の追加交付をするものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2)補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
  - (3) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定若しくはその他法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、 補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、 期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、 別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

## 第1号様式(第6条関係)

防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所 団体名 代表者

無形民俗文化財等保存伝承活動事業について、下記のとおり運営しますので、 防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付要綱第6条の規定に基づ き申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 関係書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3)役員名簿
- (4) 申請団体の規約又は会則
- (5) その他関係書類

 指令
 第
 号

 年
 月
 日

円

様

### 防府市長

防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市無形民俗文化財等保存 伝承活動事業補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、防府市 無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付要綱第7条の規定により通知し ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金
- 2 条件等

## 防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者住所団体名代表者

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のありました補助金について、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金

円

2 振込先

振込先金	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合							
融機関名	支店・支所・出張所							
口座番号·種別							1:普通	2:当座
口座名義		<u> </u>						
カタカナで								
記入願います								

## 第4号様式 (第9条関係)

防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所 団体名 代表者

年 月 日付け指令 第 号の防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付決定通知書に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 事業の実施が分かる写真や記事
- 4 その他関係書類

指令第号年月日

様

# 防府市長

防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定しました防府市 無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金について、防府市無形民俗文化財等 保存伝承活動事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金 の交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付確定額 金 円